

令和3年度
三重県社会福祉法人
運営研修会資料

令和3年4月

○この動画の目的等

- ・この動画は、社会福祉法人の運営を支援するため、三重県内の社会福祉法人の所轄庁である三重県及び各市で内容を協議し、作成したものです。
- ・動画の内容は、令和3年3月末時点で厚生労働省等から示されている内容に基づき作成したものであり、今後見直される可能性がありますので、ご了承ください。
- ・動画の内容について、ご不明な点等がございましたら、法人の所轄庁までご連絡ください。

○本日の内容

1 令和3年度社会福祉法人運営にかかる留意事項について

- (1) 厚生労働省から示されている情報について
- (2) 役員等の改選について
- (3) 現況報告書記載要領について

2 令和3年度社会福祉法人等指導監査について

- (1) 令和3年度社会福祉法人等指導監査の方針
- (2) その他

3 その他

- (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて
- (2) 国・県のホームページについて

1 (1) 厚生労働省から示されている情報について

1-(1) 厚生労働省から示されている情報について

・厚生労働省から示された令和3年度に向けた社会福祉法人運営にまつわる留意事項は以下のとおりです。

ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

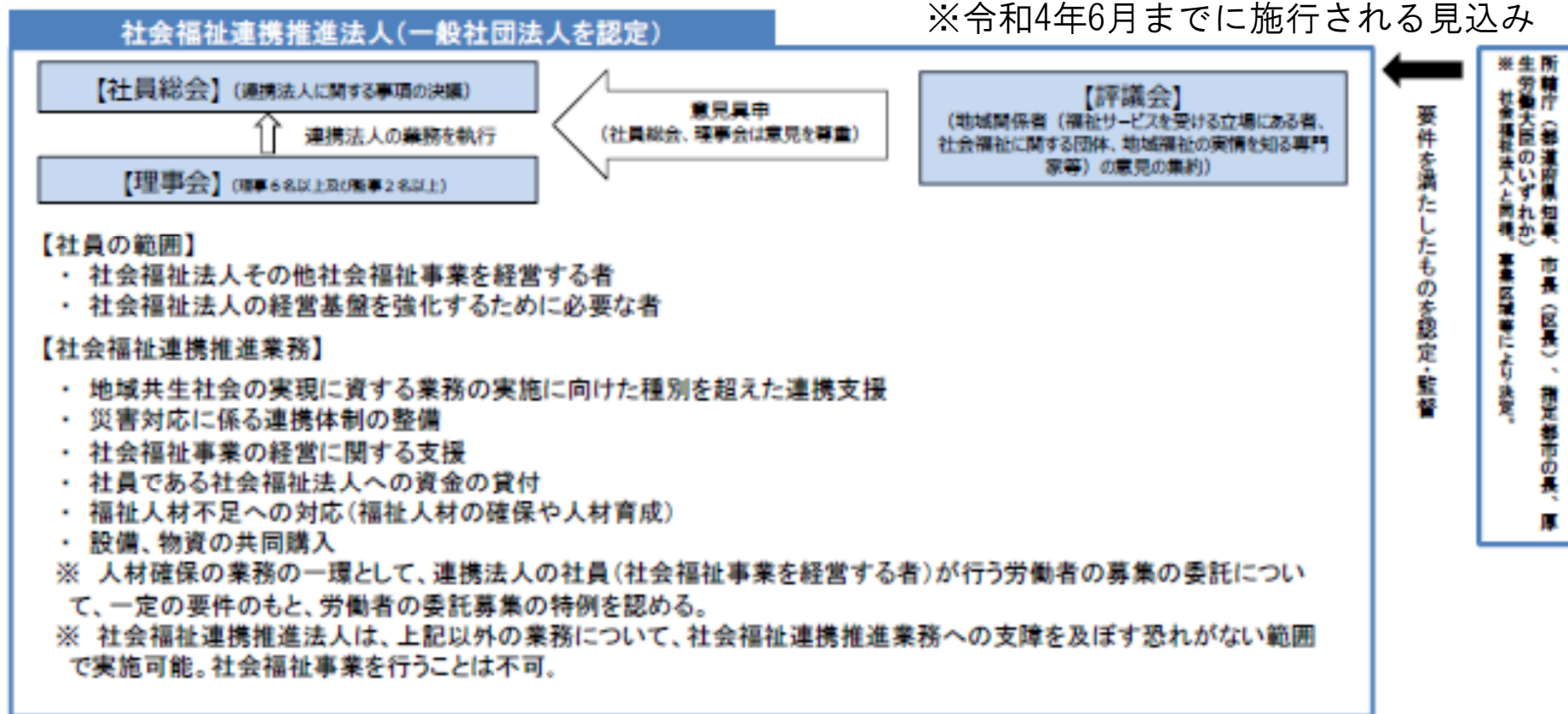
イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた法人運営について

ウ 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正について

(厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_329761.htmlに詳細資料が掲載されています)

1-(1)-ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

※令和4年6月までに施行される見込み



※令和3年3月厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より引用

1-(1)-イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏 まえた法人運営について

- (ア) 理事会・評議員会の開催時期の柔軟な取扱い
- (イ) 理事会・評議員会のオンライン開催等の推奨
- (ウ) 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告
- (エ) 所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

1-(1)-ウ 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正について

○ 令和元年の会社法の一部改正に併せて、社会福祉法人においても、役員等(理事、監事又は会計監査人)に対する補償契約や役員等賠償責任保険(D&O保険)が適切に運用されるよう、これらの契約締結に必要な手続等を明確化するため、社会福祉法等について所要の改正を行ったもの。(令和3年3月1日施行)

【補償契約】

(社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の2)



【役員等賠償責任保険】

(社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の3)



(定義)

- 補償契約とは、役員等に対して、
 - ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
(例：弁護士費用や損害に関する調査費用等)
 - イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約をいうこと。

(補償契約を締結する場合に必要な手続)

- 補償契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。
- 補償契約に基づく補償を行った理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならないこと。
- 当該報告の概要につき、理事会の議事録に記載すること。

(経過措置)

- 上記内容は、令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用すること。

(定義)

- 役員等賠償責任保険とは、社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいうこと。
 ※ ただし、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものは除く。
 (例：生産物賠償責任保険・企業総合賠償責任保険・個人情報漏洩保険や、自動車賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険等)

(役員等賠償責任保険に加入する場合に必要な手続)

- 役員等賠償責任保険の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。(契約期間を延長する場合や保障内容の見直しを行う場合を含む。)

(経過措置)

- 上記内容は、令和3年3月1日より前に締結された保険契約には適用しないこと。
 ※ 保険期間の始期にかかわらず、契約締結日で判断。

※令和3年3月厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より引用